

1 審議会名	人権尊重のまちづくり審議会
2 日時	令和5年12月13日 午前10時00分から11時00分まで
3 会場	中央解放会館 2階 大会議室
4 出席者	田中会長、小市副会長、山崎委員、油井委員、小林委員、荻原委員、土屋委員、成沢委員、柳原委員、滝沢委員、工藤委員、高桑委員
5 市側出席者	(市長部局) 石井市民まちづくり推進部長、柳沢人権共生課長、橋詰課長補佐兼人権同和対策係長、清水人権同和対策係主事 (教育委員会) 久保田生涯学習・文化財課 人権同和教育政策幹、樋口人権同和教育係長
6 公開・非公開	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	0人 記者 1人
8 会議概要作成年月日	令和5年12月25日
協議事項等	

1 開会
2 委嘱書交付
3 あいさつ
4 委員・職員自己紹介
5 会長・副会長選出
6 協議事項
上田市犯罪被害者等支援条例（案）について
・資料に沿い、概略を説明（事務局）
質疑等
【質問】（委員） 資料1-2 条例案の第6条及び第10条にある「事業者」という言葉について、この「事業者」というのは、犯罪被害者等を雇用している事業者を意味しているのか、それとも特にそういう限定はなく事業者一般を意味しているのか。
《回答》（事務局） 事業者一般で考えている。具体的な状況が発生したときの対応や一般的な啓発といった部分もあるため、広く対象としている。
【質問】（委員） 条例案について、第1条「～基本法に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し…」とあるが、この本市におけるというのは、本市で犯罪が起こったものなのか、あるいは訪問中の住民なのか。犯罪被害に遭ったときの解釈が疑問。（「本市」という）文言を後ろにし、「犯罪被害者等の支援に関し、本市では基本理念を定める…」の方が、立場がはっきりするのではないか。
それからもう一点、第5条「二次被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう…」とある。二次被害を生じさせないようにするのであれば、「二次被害を生じさせ、」という文言の必要性がわからない。例えば「生じさせないよう」にする、または削除し、「犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう十分配慮する…」と終わりに繋がればよいのではないか。
《回答》（事務局） 市の文書法規担当とも既に相談しており、最初の「本市における」という表現だが、この条例に限らず上田市の条例の構成で機械的に組み込まれた表現になる。この条例の範囲は具体的にどこか、さらにそれに基づく対象範囲はどこか、この部分はそれぞれの項目で具体的に説明していければと考えている。
続いて第5条の表現について、こちらもまた繋ぐ機械的な表現だが、わかりにくいと

いうようであればもう少し表現を変えていきたいと思う。その部分についてはまた文書法規担当とも調整して検討したい。

【質問】(委員) 令和5年9月に須坂市、東御市が制定したと話があったが、須坂市の情報は資料に載っているが、東御市が載っていない。なぜか。

《回答》(事務局) この部分について東御市の担当者に確認したが、支援内容等については、資料作成時点においてはまだ公表できる段階にはないと回答があった。東御市で公開され次第、こちらも公開できるかと思う。

【質問】(委員) 条例案第14条に人材育成とあり「犯罪被害者等の支援を行う人材育成をするための研修の実施」とあるが具体的にどんな人材育成をイメージしているのか。また誰を対象に行う予定か。

《回答》(事務局) 具体的には資格を持っている専門職と考えられるが、市のレベルでその専門職の養成は難しいと思う。実際には研修会等での啓発、その部分が人材育成に繋がる場所も含め、実際には市職員や関係機関での研修がメインになると考えている。

【質問】(委員) ハンドブックの作成はいつ頃までに作る予定か。

《回答》(事務局) 3月中に条例を制定し、それに合わせ予算及び要綱も固まってくるため、その時点でハンドブックも揃う。

【質問】(委員) ハンドブックは、どこかの段階で委員にも配られるか。

《回答》(事務局) 委員の方に、その際は周知させていただきたいと思う。

【質問】(委員) 資料1-3のハンドブック作る際、最初の窓口はどこで、どこからどこに行くのか、支援体制の図が必要かと思う。図があると実際支援していくときにスムーズに行くのではないか。そこら辺を工夫していただければありがたい。

《回答》(事務局) 内容を検討し、ハンドブックの冒頭に入れたいと考えている。また最初の窓口、具体的に市に相談するルートとしては、警察や犯罪被害者支援センター、弁護士からがあると思うが、まず市の最初の総合窓口は人権共生課が担う予定。場合によっては既に高齢者介護のヘルパーを使ってる方など、個別でそれぞれの部署が先にその情報をつかむというケースもあると思う。そういった情報を掴んだところでどの部署が関係課になるか素早くチームなどを組み、たらい回しにならないように、何度も同じようなことを聞かなくていいようにということも考えながら、そのチームを素早く作れるよう体制整備を考えてあらかじめ準備、想定しておきたいと考えている。

【質問】(委員) 訂正を1点お願いしたい。資料1-3の参考にある「他団体による支援」、ここの「認定特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センターが行う各種相談及び支援」について、センターのリーフレットを見て書いていただいたと思うが、今リーフレットの見直しをしており、来年度改めて新しく出そうとしている。「生活支援」と書かれている部分について、確かに支援を行っているが、例えば警察に付き添う、裁判所に付き添う、検察庁に付き添う、そういうときにお子さんを見るというような生活支援を行っているが、今ここに書かれている「被害後の日常生活に支障のある方については、身の回りのお世話をを行います。」については、センターのリーフレットでも削りたいと考えている部分なので、ハンドブック上も削っていただきたい。

【要望】（委員） 市民へ啓発として、ぱっと見られる両面もしくは片面くらいのチラシのようなものはまず必要かと思う。ハンドブックは冊子のようなものになると考えられる。

《回答》（事務局） 検討していきたい。

7 その他

人権同和教育推進員の組織・活動の見直しについて

・資料に沿い、概略を説明（事務局）

資料「人権同和教育推進員の組織・活動の見直しについて」の1経過について、令和4年度の市政三者懇談会において、自治会連合会から「市等が自治会に依頼する各種委員の見直しに伴う市政推進について」とする議題が提出された。内容が、高齢化や人口減少を背景に推薦にあたって大変な苦労を強いられているため、教育委員会や市長部局など市が依頼している16の委員に対して廃止等の見直しをしてほしいというものであった。

教育委員会では、これまで毎年各自治会にお願いして、人権同和教育推進員を選任し、その委員を中心に各公民館と連携して、自治会懇談会などの人権同和教育の学習を行っていたが、この人権同和教育推進員についても形骸化が著しいとの理由も含め、その対象になっている。

その後、翌年に自治会連合会内に「自治会選出委員検討協議会」という組織が設置され、そこの協議を重ね、その結果を踏まえ、自治会の負担軽減や地域の実情に応じた制度の弾力化などの観点から検討し、各種委員の見直しに合わせて組織・活動の見直しを行うこととした。

2見直しの内容、ア見直し方針だが、これまで人権同和教育推進委員は市の推薦依頼に基づき、各自治会から各1名が選出され、任期1年間で委嘱してきたが、人権同和教育推進員を廃止し、地域における事業のあり方を再検討する。

イ今後の対応について、引き続き自治会と連携した人権同和教育の学習会を実施し、学習機会の提供を図っていきたい。仮称だが、地域における人権学習会という名称を考えている。学習会のあり方としては、主体的な学びと地域の実情に即した学習機会とするため、学習会の実施以降の調査を行い、あるいは自治会等で開催する学習会を市として支援するものと考えている。また、学習活動の実効性を高めるために、内容や方法は多様な形式によることとし、企画・運営面や経費面において教育委員会が支援していく。さらに、学習会の内容をより充実させるために、特に学校、地域等が一体となった人権同和教育の取組を推進していきたいと考えている。具体的には、学校現場で専門的に人権教育に携わってきた教育推進委員の先生方に依頼し、地域の人権同和教育の学習のサポート役として自治会の学習の場へ出向いて講義を行うことで、学校での窓口の様子を住民に知ってもらい、家庭や地域で話題にしながらか人権の大切さと正しい認識を広く共有していくメニューを新たに追加していきたいと考えている。なお、人権同和教育推進員の設置根拠としていた「上田市人権同和教育推進委員設置要綱」については、今年度の委員の任期の期間をもって廃止する。

【（全体を通しての）質問】（委員）

犯罪被害者支援等はあるが、犯罪者等、罪を犯した方の家族とか親族に対する条例等はないと思う。何かそういう犯罪者の家族等が相談に行けるような体制はあるか。

《回答》（事務局） 犯罪被害者等に対して、支援条例を全国の多くの市町村で整備することにより被害者等を支援する体制を、国を挙げて作っていくのが現在の置かれている状況である。長野県内では令和4年4月に県が条例を制定し、県内でもかなり条例制定が加速化しており、現在この被害者等支援を最優先に取り組んでいる状況。加害者についても当然人権保護の中で対応はすべきで、していかなければならないものと考えてはいるが、今後国でこ

の被害者等支援がある程度、数年かけて確立してくれば、その後はそういった加害者側の支援も議論されてくるかと思う。現時点では被害者等支援の体制作りを、国を挙げてやっている現状とご理解いただければと思う。

8 閉会

(以上 1 時間 00 分)